

(主に事前着手承認申請を検討される方向け) 補助金ルールの基礎説明について

## サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

- 補助事業は、**応募**→**採択**→**交付決定**→**事業開始(発注)**→**事業完了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れが一般的であり、補助対象となる経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものを対象とすることが原則です。
- ただし本補助事業では、必要性・緊急性に鑑み、事前着手の承認のための申請が経済産業大臣の承認を得られれば、令和2年4月7日以降に発生(発注)した経費についても補助対象経費として認められる場合もあります。
- 事前着手が認められ、かつ採択された補助事業は、例えば、**応募・事前着手申請**→**事前着手承認**→**事業開始(発注)**→**採択**→**交付決定**→**事業完了(支払)**→**確定検査**→**補助金確定**→**補助金交付**という流れとなり、交付決定前に発生(発注)した経費も補助対象経費として認められる場合があります。
- 一方、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なり、補助金のルールに従った手続きが求められます。事務局による確定検査を踏まえた補助金額の確定は、事前着手の承認を受けた事業者に対しても、補助金のルールに従って実施いたします。
- 事前着手承認申請を検討している事業者におかれましては、補助対象となる経費の計上や、経理書類の保管等について、以下のポイントを十分にご認識下さい。
- なお、本補助事業の確定検査は、「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」に準じて実施しますので、次の URL も参照いただき、不明点は必ず事務局へ問合せ下さい。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2019r\\_hojo\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2019r_hojo_manual.pdf)

### <補助金ルールの主なポイント>

- 同じ条件(仕様)に基づき、相見積等を行い、価格競争により、発注先を選定

経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定(一般の競争等)してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

(出典)経済産業省補助事業事務処理マニュアル P29 外注費に関する経理処理

- 仕様書、見積書・相見積書、契約書、納品書、検収書、請求書等、一連の経理書類は、時系列で保管(確定検査時の証憑とする)

原則として、(仕様→見積→発注→納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(出典)経済産業省補助事業事務処理マニュアル P29 外注費に関する経理処理

以上